

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

## 目次

|    |   |     |
|----|---|-----|
| 一  | 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）                                  | 1   |
| 二  | 信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令（昭和二十八年政令第三百十八号）        | 6   |
| 三  | 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）                             | 8   |
| 四  | 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）                          | 11  |
| 五  | 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）                           | 13  |
| 六  | 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）                            | 16  |
| 七  | 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）                              | 42  |
| 八  | 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号）                  | 46  |
| 九  | 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第四百十一号）                              | 50  |
| 十  | 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）                       | 74  |
| 十一 | 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）                             | 76  |
| 十二 | 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）                   | 92  |
| 十三 | 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）                               | 94  |
| 十四 | 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）                            | 102 |
| 十五 | 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）                                | 104 |
| 十六 | 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号） | 109 |
| 十七 | 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）                            | 123 |

|    |                                    |     |
|----|------------------------------------|-----|
| 十八 | 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）   | 140 |
| 十九 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号） | 125 |
| 二十 | 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）              | 124 |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>           第四条の二の二（略）</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第三号において同じ。）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第九号から第十二号までに掲げる者</p> <p>二（略）</p> <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>           第十二条の三（略）</p> <p>2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> | <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>           第四条の二の二（略）</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十・十一（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第九号から第十一号までに掲げる者</p> <p>二（略）</p> <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>           第十二条の三（略）</p> <p>2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> |

一・二 (略)

三| 海外投資家等特例業務届出者

- 四| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
- 五| 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

イゝハ (略)

3 (略)

- 4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第二項第二号から第五号までに掲げる者

二 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては

一・二 (略)

(新設)

- 三| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）
- 四| 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

イゝハ (略)

3 (略)

- 4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる者

二 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては

、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十五号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇八 （略）

255 （略）

、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇八 （略）

255 （略）

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十四号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

2  
～  
6  
(略)

二  
～  
四  
(略)

2  
～  
6  
(略)

二  
～  
四  
(略)

改正案

現行

（会員たる資格を有しない者に関する措置）

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）附則第二条の規定により信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、信用協同組合が労働金庫となる際において、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十九条第一項第一号の事由により信用協同組合を脱退したものとみなす。

（会員たる資格を有しない者に関する措置）

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、信用協同組合が労働金庫となる際において、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十九条第一項第一号の事由により信用協同組合を脱退したものとみなす。

（削る）

（兼職に関する経過措置）

第二条 法附則第四項の規定により労働金庫の役員となつた者は、法附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となつた時において、その労働金庫の会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）の職を兼ねることとなる場合は、法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その日から起算して三箇月をこえない期間内は、その職を兼ねることができるものとする。

（貸付に関する経過措置）

第二条 法附則第二条の規定により信用協同組合が労働金庫となる場

（貸付に関する経過措置）

第三条 法附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となる場



合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者（法人を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働金庫になる際において存した貸付けの契約を継続することができる。

合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者（法人を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働金庫になる際において存した貸付の契約を継続することができる。

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等）<br/>           第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）<br/>           （削る）</p> | <p>（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等）<br/>           第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八十条第五項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。</p> <p>一 預金保険法第二百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等（以下この号及び次号において「銀行持株会社等」という。） 次に掲げる株式の引受け又は取得</p> <p>イ 預金保険法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け</p> <p>ロ 当該銀行持株会社等（預金保険法第八十条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第一百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株</p> |

- 式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移  
転設立完全親会社となつたものに限る。)から割当てを受けた  
預金保険機構による株式の取得
- 二 預金保険法第五十三条第三項に規定する対象子会社 同法第七  
条第三項の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受  
け
- 三 預金保険法第二百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等  
次に掲げる株式の引受け又は取得
- イ 預金保険法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第  
一号措置に係る同法第二百二十六条の二十二第一項に規定する特  
定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣  
の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け
- ロ 当該金融機関等(預金保険法第二百二十六条の二十五第一項の  
認可に係る同項に規定する株式交換等(当該認可を受けようと  
する同項に規定する発行金融機関等が同法第二百二十六条の二十  
二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する  
経営健全化計画に定められているものに限る。))により当該発  
行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する  
株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号  
に規定する株式移転設立完全親会社となつたものに限る。)か  
ら割当てを受けた預金保険機構による株式の取得
- 四 預金保険法第二百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人  
等 同条第七項において読み替えて準用する同法第七十七条第三項

の規定により行われる金融機関等（同法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。）による株式の引受け

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第十号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第十一号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の</p> | <p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第五号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の</p> |

の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3  
(略)

債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3  
(略)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）<br/> <b>第十一条（略）</b></p> <p>2 法第十一条の十第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十六条第二項第四号において同じ。）</p> <p>五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第五号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第五号及び第六号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>3・4（略）</p> | <p>（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）<br/> <b>第十一条（略）</b></p> <p>2 法第十一条の十第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第四号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第四号及び第五号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>3・4（略）</p> |

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲)

第十六条 (略)

2 法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 海外投資家等特例業務届出者

五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。)

六 (略)

3・4 (略)

(権限の委任)

第五十九条 (略)

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第十一条第三項、第十一条の八第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の九ただし書、第十条の六十五第二項ただし書(法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の六十六第四項(同条第六

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲)

第十六条 (略)

2 法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

(新設)

四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。)

五 (略)

3・4 (略)

(権限の委任)

第五十九条 (略)

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第十一条第三項、第十一条の八第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の九ただし書、第十条の六十五第二項ただし書(法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の六十六第四項(同条第六



項において準用する場合を含む。)、第五項ただし書及び第七項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認(次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。)

イ、ニ (略)

二、九 (略)

項において準用する場合を含む。)及び第五項ただし書、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認(次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。)

イ、ニ (略)

二、九 (略)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（買付け等の期間等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。</p> <p>（買付け等の期間等）</p> <p>第十四条の三の三（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。</p> | <p>（買付け等の期間等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。</p> |

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。以下同じ。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十五条の二十八 (略)

2 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 海外投資家等特例業務届出者(法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下同じ。)

四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前三号に掲げる者を除く。)

イ〜ハ (略)

3 (略)

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十五条の二十八 (略)

2 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前二号に掲げる者を除く。)

イ〜ハ (略)

3 (略)

(適格機関投資家等特例業務)

第十七条の十二 (略)

2 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記録した電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を提供すること。

3～5 (略)

(海外投資家等特例業務)

第十七条の十三の五 法第六十三条の八第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

2 法第六十三条の八第一項第二号に規定する権利を取得するおそれがないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれれ

(適格機関投資家等特例業務)

第十七条の十二 (略)

2 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

3～5 (略)

(新設)

にも該当しないものに限る。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。

3 法第六十三条の八第二項第三号に規定する同条第一項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該行為を行う者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいう。）
- 二 当該行為を行う者の使用人
- 三 当該行為を行う者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（海外投資家等特例業務届出者の使用人）

第十七条の十三の六 法第六十三条の九第一項第四号に規定する政令で定める使用人は、海外投資家等特例業務（法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 海外投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者
- 二 海外投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（新設）

（海外投資家等特例業務の届出をした金融商品取引業者に関する読み替え）

第十七条の十三の七 法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした金融商品取引業者について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |             |      |         |                   |
|-----------|-----------|-------------|------|---------|-------------------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 第六十三条の十二第二項 | 外国法人 | 読み替える字句 | 外国法人又は外国に住所を有する個人 |
|-----------|-----------|-------------|------|---------|-------------------|

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十七条の十三の八 法第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令

（新設）

（新設）

で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(説明書類の縦覧を開始するまでの期間)

第十七条の十三の九 法第六十三条の十二第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)  
( )に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類(法第六十三条の十二第三項に規定する説明書類をいう。)を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同項に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)  
第十七条の十六 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|               |           |         |
|---------------|-----------|---------|
| 読み替える<br>法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------------|-----------|---------|

(新設)

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)  
第十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|               |           |         |
|---------------|-----------|---------|
| 読み替える<br>法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------------|-----------|---------|

|     |  |     |            |  |     |
|-----|--|-----|------------|--|-----|
| (略) | 第六十三條の九第五項及び第六十三條の十二第三項                                  | (略) | 第五十條第一項第三号 | (略)  | (略) |
| (略) | 主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所                | (略) | (略)        | (略)  | (略) |
| (略) | 国内における主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行うための国内に設ける全ての営業所若しくは事務所 | (略) | (略)        | 全部若しくは一部を承継したとき(第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を承継させたときを含む。) | (略) |

|     |      |     |            |  |     |
|-----|------|-----|------------|--|-----|
| (略) | (新設) | (略) | 第五十條第一項第三号 | (略)  | (略) |
| (略) | (新設) | (略) | (略)        | (略)  | (略) |
| (略) | (新設) | (略) | (略)        | 全部又は一部を承継したとき(第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を承継させたときを含む。) | (略) |



(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六十条の三第一項又は第六十条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社(法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十五項及び第十六項において同じ。)(次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。)であること。

三〇五 (略)

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六十条の三第一項又は第六十条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社(法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十四項及び第十五項において同じ。)(次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。)であること。

三〇五 (略)

(委任状の用紙及び参考書類の提出)

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 法第九十四条の七第二項第二号の三に規定する政令で定める規定は、法第三十五条の三（法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六、第五十七号から第五

(委任状の用紙及び参考書類の提出)

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定とする。

5 | 12 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 (略)

2 長官権限(法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十四(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三十九条の四、第一百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。)、第一百五十一条(法第五十三条の

4 | 11 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 (略)

2 長官権限(法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三十九条の四、第一百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。)、第一百五十一条(法第五十三条の四において準用する場合を含む。)、第一百五十五条の九、第一百五十六条の五の四、

四において準用する場合を含む。）、第五百五十五条の九、第五百五十六条の五の四、第五百五十六条の五の八、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八及び第五百五十六条の八十の規定による権限並びに法第五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支

第五百五十六条の五の八、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八及び第五百五十六条の八十の規定による権限並びに法第五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取

局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一（略）

十二 法第六十三条第二項及び第六十三条の九第一項の規定による届出の受理

十三・十四（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五

引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一（略）

十二 法第六十三条第二項の規定による届出の受理

十三・十四（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（同条第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（同条第五項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（同条第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第五項及び第六十三條の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三條第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の十一第一項の規定による届出の受理

五・六（略）

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第六十三條第十二項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三條の九第九項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三條第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の三第一項の規定による届出の受理

五・六（略）

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三及び第六十三條第十二項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八 (略)

九 法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三條、第五十四条、第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項、第六十三条の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の十三第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分

十一 法第五十四条の二、第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条の十三第六項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六

八 (略)

九 法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三條、第五十四条、第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項並びに第六十三条の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分

十一 法第五十四条の二、第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに

十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の十四（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号から第二号の三までの規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三（略）

十四 法第五十七條第二項、第六十條の八第五項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三條の五第四項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三條の十三第四項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

十五 法第五十七條第三項（法第二十九條の登録に係るものを除く。）、第六十條の八第四項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三條の五第五項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三條の十三第五項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十六～十八（略）

十九 法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第五項及び法第六十三條の九第四項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧

二十～二十二（略）

第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号から第二号の二までの規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三（略）

十四 法第五十七條第二項、第六十條の八第五項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、及び第六十三條の五第四項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

十五 法第五十七條第三項（法第二十九條の登録に係るものを除く。）、第六十條の八第四項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、及び第六十三條の五第五項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十六～十八（略）

十九 法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第五項の規定による縦覧

二十～二十二（略）



二十三 法第九十四條の六第二項から第四項までの規定による通知

二十四 第十五條の十三第三号、第十五條の十五、第十六條の十七ただし書、第十六條の十八ただし書、第十六條の十九ただし書、第十七條の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七條の十三の三ただし書、第十七條の十三の四ただし書、第十七條の十三の八ただし書並びに第十七條の十三の九ただし書の規定による承認

二十五〜二十七 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設(国内における代表者の住所にあるものを除く。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、法第五十六條の第二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社(法第二十九條の第四項に規定する子会社をいう。次條第四項、第四十三條第三項並びに第四十四條第七項及び第八項において同じ。)とする持株会社(法第二十九條の第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この項において同じ。)、当該金融商品取

二十三 法第九十四條の六第二項及び第三項の規定による通知

二十四 第十五條の十三第三号、第十五條の十五、第十六條の十七ただし書、第十六條の十八ただし書、第十六條の十九ただし書、第十七條の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七條の十三の三ただし書並びに第十七條の十三の四ただし書の規定による承認

二十五〜二十七 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設(国内における代表者の住所にあるものを除く。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六條の第二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社(法第二十九條の第四項に規定する子会社をいう。次條第四項、第四十三條第三項並びに第四十四條第七項及び第八項において同じ。)とする持株会社(法第二十九條の第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この項において同じ。)、当該金融商品取引業者(法第五十六條の第二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。))の同

引業者（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第十四条第五項及び第二十二項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。

条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十一項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては

む。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5〜7 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者(法第五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十五項において同じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。)

に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行

、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5〜7 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者(法第五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十四項において同じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。)

に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行

うことができる。

4 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において

うことができる。

4 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十二、第六十六條の六十七、第七十五条、第七十九條の四、第六十六條の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（法第一百五十三条の四において準用する

て準用する場合を含む。）、第五百五十一条（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第五百五十五條の九並びに第五百五十六條の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業

場合を含む。）、第五百五十五條の九並びに第五百五十六條の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金

者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等」とあるのは「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、

融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等」と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七條の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速取引行為者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6～10 (略)

11 第二項に規定する「海外投資家等特例業務支店等」とは、海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該海外投資家等特例業務届出者と取引をする者又は当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)をいう。

12～22 (略)

#### 附則

1・2 (略)

(移行期間特例業務に関する特例)

3 法附則第三条の三第一項第四号(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める使用人は、移行期間特例業務(同条第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下この項において同じ。)の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関

6～10 (略)

(新設)

11～21 (略)

#### 附則

1・2 (略)

3 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項に規定する証券業者(以下「証券業者」という。)については、昭和四十三年三月三十一日までは、旧証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令第三条(支店その他の営業所に係る部分に限る。)、第四条及び第十条第一項の規定は、なおその効力を有する。

する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

- 二 移行期間特例業務に関し、運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者
- 4 法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める期間は、三年とする。

- 5 法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国（同号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間を同条第一項に規定する外国投資運用業者が当該外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間とみなして当該外国投資運用業者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

- 一 当該外国投資運用業者に合併された者
- 二 分割により当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者
- 三 当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令

- 4 神戸市に本店を有する会社で神戸市に所在する有価証券市場において売買取引を行なつていたものが、当該有価証券市場を開設する証券取引所の解散に伴い、大阪市に所在する有価証券市場において売買取引を行なうこととなつた場合には、当該会社に係る第十五条第一項第二号イ及び前項の規定によりなおその効力を有する旧証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令第四条第一項第二号に掲げる金額は、当分の間、三千万円とする。

- 5 第四条第一項第一号に規定する証券会社には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を含むものとする。



で定める場合に限る。)を譲渡した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

6 法附則第三条の三第三項第一号へに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない有価証券に係る議決権を含む。)を行使することができない株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。)とする。

一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

三 前二号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

7 法附則第三条の三第四項の規定により法第百九十四条の七第二項第二号の三の規定を読み替えて適用する場合における第三十八条第四項の規定の適用については、同項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」と、「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」とする。

8 法附則第三条の三第五項第一号ハに規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

9 法附則第三条の三第五項第二号イに規定する有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第十一号に規定する外国投資証券 当該受益証券又は外国投資証券の発行者と当該受益証券又は外国投資証券の取得勧誘に依りて当該受益証券又は外国投資証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等（法附則第三条の三第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするもの

二 法第二条第二項第六号に掲げる権利 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているもの

10| 法附則第三条の三第五項第二号ロに規定する受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得勧誘に依りて当該受益証券を取得しようとする者（以下この項において「取得者」という。）との間において、当該取得者が取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするものとする。

11| 法附則第三条の三第五項第二号ハに規定する権利を取得するおそ

（新設）

（新設）

|  |   |
|--|---|
| <p>12 <br/> れが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。</p> <p>12 <br/> 法附則第三条の三第六項第二号に規定する外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該外国投資運用業者の役員（法附則第三条の三第一項第三号に規定する役員をいう。）</p> <p>二 当該外国投資運用業者の使用人</p> <p>三 当該外国投資運用業者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>13 <br/> 附則第七項の規定は、法附則第三条の三第七項において同条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、附則第七項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「第六十三条の八第一項各号に掲げる行為」と、「附則第三条の三第五項各号」とあるのは「附則第三条の三第七項に規定する行為」と読み替えるものとする。</p> <p>14 <br/> （特例適用会社に係る業務を終了した日）<br/> （略）</p> | <p>（新設）</p> <p>6 <br/> （特例適用会社に係る業務を終了した日）<br/> （略）</p> |
|--|---|

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二<br/>         条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除<br/>         き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供<br/>         者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、<br/>         当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び<br/>         内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない<br/>         。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合<br/>         を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項</p> <p>三 法第三十五条の八第四項</p> <p>四 法第三十五条の八第七項</p> <p>五 法第四十一条第三項</p> <p>六 法第四十一条第七項</p> <p>2<br/>         （略）</p> <p>（議決権について準用する会社法の読替え）</p> | <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二<br/>         条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除<br/>         き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供<br/>         者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、<br/>         当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び<br/>         内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない<br/>         。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項<br/>         （法第二十四条第十項において準用する法第十二条第七項におい<br/>         て準用する場合を含む。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2<br/>         （略）</p> <p>（議決権について準用する会社法の読替え）</p> |

第四条の四 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表 略）

2  
（略）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第五条の七 （略）

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第六号イを除く。）において「銀行法

第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表 略）

2  
（略）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第五条の七 （略）

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発出してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第五号イを除く。）において「銀行法

「という。」第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可

「という。」第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、及び第四項ただし書、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八條第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

及び承認

二〇八 (略)

二〇五 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十一条の三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〇三 (略)

四| 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等

特例業務届出者

五| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

六| (略)

二〇八 (略)

二〇五 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十一条の三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〇三 (略)

(新設)

四| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）

五| (略)

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（業務の継続の特例に係る承認の申請）</p> <p>第三条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面</p> <p>三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 （略）</p> <p>2  法第六条第三項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、同条第四項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。</p> | <p>（業務の継続の承認申請）</p> <p>第三条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面</p> <p>四 （略）</p> <p>（新設）</p> |



一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 その他内閣府令で定める書類

3 第一項の規定は、転換後金融機関が法第六条第五項において準用する同条第三項の承認を受けようとする場合について、前項の規定は同条第五項において準用する同条第四項の規定による同条第五項において準用する同条第三項に規定する計画の変更の承認を受けようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第三号中「合併」とあるのは、「転換」と読み替えるものとする。

(転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合について準用する法の規定の読替え)

第八条 法第六条第五項において転換後金融機関がその事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(財務局長等への権限の委任)

2 前項の規定は、転換後金融機関が法第六条第四項において準用する同条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合について準用する。

(転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合について準用する法の規定の読替え)

第八条 法第六条第四項において転換後金融機関がその事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十六条 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併・継続協同組織金融機関又は新設合併・設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一・二（略）

三 法第六条第三項及び第四項並びに第六十八条第三項の規定による承認

四（略）

五 第二条の規定による合併認可申請書の受理並びに第三条第一項及び第二項の規定による承認申請書の受理

2 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第五十一条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の受理は、法第五十一条の二第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により法第五十一条の二第二項各号（法第六十七条において準用する場合を含む。）に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は事務所（次項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限の

第三十六条 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併・継続協同組織金融機関又は新設合併・設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一・二（略）

三 法第六条第三項及び第六十八条第三項の規定による承認

四（略）

五 第二条の規定による合併認可申請書及び第三条第一項の規定による承認申請書の受理

（新設）

（新設）

うち次に掲げるものは、法第五十一条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により法第五十一条の三第一項の表の下欄に掲げる登録を受けたものとみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 法第五十一条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十一条の二第二項の規定による書類の受理
- 二 法第五十一条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（一般預金等に係る債権の金利）</p> <p>第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸付信託にあつては、予想配当率）及び長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものの割引率（第三十条の二第一号において「利率に準ずるもの」と総称する。）とする。</p> <p>（一般預金等に係る保険金の額の特例）</p> <p>第六条の五 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条第一項において準用する法第六十九条の三第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。</p> <p>（決済用預金に係る保険金の額の特例）</p> <p>第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれ</p> | <p>（一般預金等に係る債権の金利）</p> <p>第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸付信託にあつては、予想配当率）及び長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものの割引率とする。</p> <p>（一般預金等に係る保険金の額の特例）</p> <p>第六条の五 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条において準用する法第六十九条の三第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。</p> <p>（決済用預金に係る保険金の額の特例）</p> <p>第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれ</p> |

それぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

（遺族等）

第七条の三 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十条（同法第七十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により加入者等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の遺族に当該加入者等に係る死亡一時金が支給される場合 当該加入者等の遺族
- 二 確定拠出年金法第四十一条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金銭が当該加入者等の相続財産とみなされる場合 当該相続財産とみなされる金銭の全部又は一部を受け取る者

（遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分）

第七条の四 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部

それぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

（新設）

（新設）

分とする。

一 前条第一号に掲げる場合 確定拠出年金法第四十一条第三項の規定により当該加入者等の遺族の人数によつて等分した部分

二 前条第二号に掲げる場合 同号に規定する金銭のうち同号に定める者が受ける部分に相当する部分

(保険金の支払の請求により機構が取得する債権)

第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

(業務の継続の特例に係る承認の申請)

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三号及び次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 (略)

(保険金の支払の請求により機構が取得する債権)

第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

(業務の継続の承認申請)

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 (略)

(削る)

四 (略)

2 法第六十七条第二項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、同条第三項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 その他内閣府令・財務省令で定める書類

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権（同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。）のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であつたものの額（法第七十三条第一項第五号に

(新設)

二 (略)

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 (略)

(新設)

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権（同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。）のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であつたものの額（法第七十三条第一項第五号に

規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額に相当する金額（当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（再承継金融機関について準用する法の規定の読替え）

第二十四条の四 法第一条第一項に規定する再承継金融機関について同条第七項において法第六十七条第三項の規定を準用する場合に  
おいては、同項中「破綻金融機関」とあるのは、「承継銀行」と読み替えるものとする。

第二十四条の五・第二十四条の六 （略）

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三 法第八十条第三項第一号（法第八十条の二第四項（法第八十条の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。

規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額に相当する金額（当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（新設）

第二十四条の四・第二十四条の五 （略）

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三 法第八十条第三項第一号（法第八十条の二第四項（法第八十条の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。



以下この条及び第三十三条の三第一号イにおいて同じ。)により取得した株式等(次に掲げるものを含む。)とする。

一〜三 (略)

2 (略)

(法第八八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の四 法第八八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第一百五條第三項に規定する経営健全化計画をいう。第二十五条の七、第三十三条の三第一号ロ並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。)を連名で提出する法第八八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一〜四 (略)

(特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の九 法第二百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置(法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。)に係る特定株式等の引受け等(法第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。)を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第一百五條第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第二百二十六条の二十二第一項又は第

以下この条において同じ。)により取得した株式等(次に掲げるものを含む。)とする。

一〜三 (略)

2 (略)

(法第八八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の四 法第八八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第一百五條第三項に規定する経営健全化計画をいう。第二十五条の七並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。)を連名で提出する法第八八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一〜四 (略)

(特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の九 法第二百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置(法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。)に係る特定株式等の引受け等(法第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。)を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第一百五條第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第二百二十六条の二十二第一項又は第

三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあっては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限り、）における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項の申込みを行った金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条第三項の申込みを行った金融機関等若しくはその対象子法人等（同条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行ったときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |                                     |
|-----------|-----------|-------------------------------------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                             |
| (略)       | (略)       | (略)                                 |
| 第百六条第五項   | (略)       | 第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項並びに第百二十六条の第二十六項 |

三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあっては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限り、）における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項の申込みを行った金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条第三項の申込みを行った金融機関等若しくはその対象子法人等（同条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行ったときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |                                 |
|-----------|-----------|---------------------------------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                         |
| (略)       | (略)       | (略)                             |
| 第百六条第五項   | (略)       | 第百二十六条の二第七項及び第九項並びに第百二十六条の第二十六項 |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|-----|

(法第二百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十九条の十一 法第二百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第二百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四、第三十三条の三第三号ロ並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。）を連名で提出する法第二百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一〜四 (略)

(特定救済金融機関等の業務の継続の特例に係る承認の申請)

第二十九条の二十四 特定救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|-----|

(法第二百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十九条の十一 法第二百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第二百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。）を連名で提出する法第二百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一〜四 (略)

(特定救済金融機関等の業務の継続の承認申請)

第二十九条の二十四 特定救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は法第百

法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 (略)

(削る)

四 (略)

2 法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する計画につき法第二百二十六条の三十一において準用する同項の承認を受けた特定救済金融機関等は、同条において準用する法第六十七条第三項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 その他内閣府令・財務省令で定める書類

二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 (略)

(新設)

(特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の二十七 特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を用い、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等を用い。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等、内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等（同項に規定する特定合併等を用い。第二十九条の三十二において同じ。）を援助するもの、法第二百二十六条の三十のあつせん、法第二百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又は第二百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等を用い。以下同じ。）及び機構が特定優先株式等の引受け等（法第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等を用い。以下同じ

(特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の二十七 特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を用い、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等を用い。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等、内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を用い。第二十九条の三十二において同じ。）を援助するもの、法第二百二十六条の三十のあつせん、法第二百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又は第二百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等を用い。以下同じ。）及び機構が特定優先株式等の引受け等（法第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の

。を行つた特定救済金融機関等又は法第二百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句   |
| (略)       | (略)       | (略)       |
| 第六十七条第三項  | 破綻金融機関    | 特定破綻金融機関等 |
| (略)       | (略)       | (略)       |

(追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の三十二 特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等、法第二百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定による申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助(特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を行つた特定救済金融機関等、特定救済持株会社等(法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等をいう。)又は法第二百二十六条の三

引受け等をいう。以下同じ。)を行つた特定救済金融機関等又は法第二百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |         |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略)       | (略)       | (略)     |
| (新設)      | (新設)      | (新設)    |
| (略)       | (略)       | (略)     |

(追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の三十二 特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等、法第二百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定による申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助(特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を行つた特定救済金融機関等、特定救済持株会社等(法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等をいう。)又は法第二百二十六条の三

第十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|              |           |                             |  |     |           |
|--------------|-----------|-----------------------------|--|-----|-----------|
| 項<br>第六十七條第二 | 適格性の認定等   |                             |  | (略) | 読み替える法の規定 |
|              | 適格性の認定等に  | 救済金融機関                      | 適格性の認定等を   |     |           |
| 項<br>第六十七條第一 | 特定適格性認定等  |                             |  | (略) | 読み替える字句   |
|              | 特定適格性認定等に | 株式会社等<br>金融機関等又は特定持<br>株会社等 | 特定適格性認定等（第<br>百二十六條の三十一に<br>規定する特定適格性認<br>定等をいう。以下この<br>条において同じ。）を |     |           |

第十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|              |                |  |                |     |           |
|--------------|----------------|--|----------------|-----|-----------|
| 項<br>第六十七條第二 | 救済金融機関         |  |                | (略) | 読み替える法の規定 |
|              | 救済金融機関         |  | 救済金融機関         |     |           |
| 項<br>第六十七條第一 | 金融機関等又は特定持株会社等 |  |                | (略) | 読み替える字句   |
|              | 金融機関等又は特定持株会社等 |  | 金融機関等又は特定持株会社等 |     |           |

|          |                  |                                 |
|----------|------------------|---------------------------------|
| 第六十七条第三項 | 救済金融機関           | 金融機関等又は特定持<br>株会社等              |
|          | 救済金融機関<br>破綻金融機関 | 金融機関等又は特定持<br>株会社等<br>特定破綻金融機関等 |
| (略)      | (略)              | (略)                             |

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の四十 法第二百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、特定再承継（法第二百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| (略) | (略) | 同項 |
| (略) | (略) | 前項 |

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の四十 法第二百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、特定再承継（同条第二項に規定する特定再承継をいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承



む。)又は特定再承継特定持株会社等(同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。)について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |     |          |           |  |         |
|-----------|-----|----------|-----------|--|---------|
| 読み替える法の規定 | (略) | 第六十七條第二項 | 破綻金融機関    | 第六十八條  | 適格性の認定等 |
| 読み替えられる字句 | (略) | (略)      | 特定承継金融機関等 | 第二百二十六條の三十八第五項において準用する第二百二十六條の二十九第一項の認定又は第二百二十六條の三十八第六項のあつせん |         |
| 読み替える字句   | (略) | (略)      |           |  |         |

継特定持株会社等(同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。)について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |     |                 |      |      |      |
|-----------|-----|-----------------|------|------|------|
| 読み替える法の規定 | (略) | 第六十七條第二項及び第六十八條 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 読み替えられる字句 | (略) | (略)             | (新設) | (新設) |      |
| 読み替える字句   | (略) | (略)             | (新設) | (新設) |      |

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例により変更することができる契約の条項)

第三十条の二 法第百三十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 預金等に係る金利(利率及び利率に準ずるものをいう。)
- 二 預金等に係る契約の期間
- 三 預金等に係る利息等(第六条の二第一項各号に掲げるものをいう。)の額の計算方法

(法第百三十一条の二第三項の政令で定める期間)

第三十条の三 法第百三十一条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(課税の特例を受ける者の範囲等)

第三十三条の三 法第百三十五条第四項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。

- 一 法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

(新設)

(新設)

(新設)

銀行持株会社等（以下この号及び次号において「対象銀行持株会社等」という。）次に掲げる株式の引受け又は取得

イ 第一号措置を行うべき旨の法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ 当該対象銀行持株会社等（法第百八条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた機構による株式の取得

二 法第百五条第三項に規定する対象子会社 法第百七条第三項の規定により行われる対象銀行持株会社等による株式の引受け

三 法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等 次に掲げる株式の引受け又は取得

イ 特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の法第百二十六条の二第二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ 当該金融機関等（法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百二十六条の二十二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完

全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。  
。）から割当てを受けた機構による株式の取得

四 対象子法人等 法第二百二十六条の二十二第七項において読み替えて準用する法第七十七条第三項の規定により行われる金融機関等による株式の引受け

（都道府県知事への通知）

第三十八条（略）

2 金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一・二（略）

三 法第六十七条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十九条第四項、第一百一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第二百二十六条の十ただし書並びに第二百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認

四く六（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

（都道府県知事への通知）

第三十八条（略）

2 金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一・二（略）

三 法第六十七条第二項（法第六十九条第四項、第一百一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第二百二十六条の十ただし書及び第二百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認

四く六（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十九条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 法第百二条第二項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項において準用する場合を含む。))並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。)(及び第百二十六条の二第三項(法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。))の規定による意見の聴取

八 (略)

九 法第百二条第六項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。))、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。)(及び第百二十六条の二第七項(法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。))の規定による通知及び公告

十 法第百二条第八項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準

第三十九条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 法第百二条第二項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項において準用する場合を含む。))並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。)(及び第百二十六条の二第三項(法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項において準用する場合を含む。))の規定による意見の聴取

八 (略)

九 法第百二条第六項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。))、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。)(及び第百二十六条の二第七項(法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。))の規定による通知及び公告

十 法第百二条第八項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準

用する場合を含む。）、第二百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

十一（略）

十二 法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三（略）

附則

第二条の十二 法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承

用する場合を含む。）、第二百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

十一（略）

十二 法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三（略）

附則

第二条の十二 法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承

継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合には、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは、「銀行持株会社等又は承継協定銀行（承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併、」とあるのは「吸収分割、合併、」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とある

継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合には、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは、「銀行持株会社等又は承継協定銀行（承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併、」とあるのは「吸収分割、合併、」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と読み替えるものとする。

のは「認定又はあつせんに」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせんに」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせんに」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に係る業務の継続の特例に係る承認の申請の規定の準用）

第二条の十二の四 第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四第一項中「特定救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）」とあるのは「特定再承継金融機関等（法第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

（特定再承継金融機関等に係る業務の継続の承認申請の規定の準用）

第二条の十二の四 第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四中「特定救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）」とあるのは、「特定再承継金融機関等（法第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。）」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）



第二条の十二の七 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再継金融機関等（同条第一項に規定する特定再継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合には、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再継金融機関等又は特定再継特定持株会社等」と、「合併等」とあるのは

第二条の十二の七 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再継金融機関等（同条第一項に規定する特定再継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合には、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再継金融機関等又は特定再継特定持株会社等」と、「合併等」とあるのは

「特定再承継」と、同条第三項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関を」とあるのは「金融機関等を」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等に」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第二百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」と

「特定再承継」と、同条第三項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関を」とあるのは「金融機関等を」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等に」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第二百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」と

あるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

あるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項及び第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>別表第二（第五条、第五条の二関係）<br/>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供及び同法附則第三条の三第一項に規定する外国投資運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特</p> | <p>別表第二（第五条、第五条の二関係）<br/>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供</p> |

定権利の販売又は役務の提供

六〇五十一 (略)

六〇五十一 (略)

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手</p> | <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手</p> |

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句   |
| (略)         | (略)                                      | (略)   |
| 第十六条の四第一項   | 第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号 | 長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号 |
|             | 特別事業再生会社                                 | 同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項に                  |

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句   |
| (略)         | (略)                                      | (略)   |
| 第十六条の四第一項   | 第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで | 長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで |
|             | 特別事業再生会社                                 | 同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項に                  |

|                      |           |     |                     |                      |     |  |                         |
|----------------------|-----------|-----|---------------------|----------------------|-----|--|-------------------------|
|                      | 第十六条の四第七項 | (略) |                     | 第十六条の四第<br>四項第一号     | (略) |  |                         |
| (略)                  | (略)       | (略) | 子会社対象銀行等            | 第十六条の二第四項            | (略) | 特例持株会社(  |                         |
| 特定子会社(同項第十二号に規定する特定子 | (略)       | (略) | 同項に規定する子会社<br>対象銀行等 | 長期信用銀行法第十三<br>条の二第六項 | (略) | 持株会社(同条第一項<br>に規定する子会社対象<br>会社を子会社としてい<br>る会社であつて、 | において「特別事業再生<br>会社」という。) |

|                          |           |     |  |                      |     |  |                         |
|--------------------------|-----------|-----|--|----------------------|-----|--|-------------------------|
|                          | 第十六条の四第七項 | (略) |  | 第十六条の四第<br>四項第一号     | (略) |  |                         |
| (略)                      | (略)       | (略) |  | 第十六条の二第七項            | (略) |  |                         |
| 特定子会社(同号に規<br>定する特定子会社をい | (略)       | (略) |  | 長期信用銀行法第十三<br>条の二第九項 | (略) |  | において「特別事業再生<br>会社」という。) |



|  |               |  |     |      |     |  |                  |
|--|---------------|--|-----|------|-----|--|------------------|
|  |               |  | (略) | (削る) | (略) | 第十六条の四第八項                                      |                  |
|  |               |  | (略) | (削る) | (略) | 第十六条の二第一項第十四号                                  |                  |
|  |               |  | (略) | (削る) | (略) | 長期信用銀行法第十三条の二第一項第十四号                           | 会社をいう。次項において同じ。) |
|  | 第五十二条の二第十四第一項 | 第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号 | (略) | (削る) | (略) | 長期信用銀行法第十三条の四第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号 |                  |

|  |               |  |     |                |                |                              |               |
|--|---------------|--|-----|----------------|----------------|------------------------------|---------------|
|  |               |  | (略) |                | (略)            | 第十六条の四第八項                    |               |
|  |               |  | (略) |                | (略)            | 第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二        |               |
|  |               |  | (略) |                | (略)            | 長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二 | う。次項において同じ。)  |
|  | 第五十二条の二第十四第一項 | 第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の二から第十二号まで | (略) | 第五十二条の二十三の二第一項 | 第五十二条の二十三第一項各号 | 長期信用銀行法第十三条の四第一項各号           | 同法第十六条の四の二第一項 |

|                          |                      |     |                                     |  |  |
|--------------------------|----------------------|-----|-------------------------------------|--|--|
| 第五十二条の二<br>第十四第四項第四<br>号 |                      | (略) |                                     |  |  |
| (略)                      | 第三項                  | (略) | 特例子会社対象会社                           | 特例持株会社   | 特別事業再生会社   |
| (略)                      | 長期信用銀行法第十六<br>条の四第三項 | (略) | 同法第十六条の四の二<br>第十項に規定する特例<br>子会社対象会社 | 持株会社(同条第一項<br>に規定する子会社対象<br>会社を子会社としてい<br>る会社であつて、 | 同号に規定する内閣府<br>令で定める要件に該当<br>しない会社(第七項に<br>おいて「特別事業再生<br>会社」という。) |

|                          |                      |     |  |  |  |
|--------------------------|----------------------|-----|--|--|--|
| 第五十二条の二<br>第十四第四項第四<br>号 |                      | (略) |  |  |  |
| (略)                      | 第六項                  | (略) |  |  | 特別事業再生会社   |
| (略)                      | 長期信用銀行法第十六<br>条の四第六項 | (略) |  |  | 同号に規定する内閣府<br>令で定める要件に該当<br>しない会社(第七項に<br>おいて「特別事業再生<br>会社」という。) |



|     |                 |       |                                      |     |  |                    |
|-----|-----------------|-------|--------------------------------------|-----|--|--------------------|
| (略) | 第五十三條第一<br>項第三号 |       | 第五十三條第一<br>項第二号                      | (略) |  |                    |
| (略) | 等<br>又は子会社対象銀行  | 同条第四項 | 第十六條の二第一項<br>第十一号から第十四<br>号まで        | (略) | 特例銀行業高度化等<br>業務  |                    |
| (略) | 等<br>定する子会社対象銀行 | 同条第六項 | 長期信用銀行法第十三<br>條の二第一項第十一号<br>から第十四号まで | (略) | 特例長期信用銀行業高<br>度化等業務（同条第六<br>項に規定する特例長期<br>信用銀行業高度化等業<br>務をいう。） | 。以下この項において<br>同じ。） |

|     |                      |       |  |     |      |  |
|-----|----------------------|-------|--|-----|------|--|
| (略) | 第五十三條第一<br>項第三号      |       | 第五十三條第一<br>項第二号                        | (略) |      |  |
| (略) | 第十六條の二第七項            | 同条第七項 | 第十六條の二第一項<br>第十一号から第十二<br>号の二まで        | (略) | (新設) |  |
| (略) | 長期信用銀行法第十三<br>條の二第九項 | 同条第九項 | 長期信用銀行法第十三<br>條の二第一項第十一号<br>から第十二号の二まで | (略) | (新設) |  |

|             |                         |                             |             |            |                                |            |           |                       |   |
|-------------|-------------------------|-----------------------------|-------------|------------|--------------------------------|------------|-----------|-----------------------|---|
| 第五十三條第三項第三号 | 第五十二條の二十三第一項第十号から第十三号まで | 長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号から第十三号まで | 第五十三條第三項第四号 | 又は子会社対象銀行等 | 又は長期信用銀行法第十六條の四第三項に規定する長期信用銀行等 | 当該子会社対象銀行等 | 当該長期信用銀行等 | 特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社 | 特例子会社対象会社（同法第十六條の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。）に該当する持株特定子会社（同法第十六條の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。） |
|-------------|-------------------------|-----------------------------|-------------|------------|--------------------------------|------------|-----------|-----------------------|---|

|             |                           |                               |             |              |                  |          |         |                       |   |
|-------------|---------------------------|-------------------------------|-------------|--------------|------------------|----------|---------|-----------------------|---|
| 第五十三條第三項第三号 | 第五十二條の二十三第一項第十号から第十一号の二まで | 長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号から第十一号の二まで | 第五十三條第三項第四号 | 第五十二條の二十三第六項 | 長期信用銀行法第十六條の四第六項 | 子会社対象銀行等 | 長期信用銀行等 | 特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社 | 特例子会社対象会社（同法第十六條の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）に該当する持株特定子会社（同法第十六條の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。） |
|-------------|---------------------------|-------------------------------|-------------|--------------|------------------|----------|---------|-----------------------|---|

2  
5  
4  
  
(略)

|     |  |                      |                    |
|-----|--|----------------------|--------------------|
| (略) |  | (略)                  |                    |
| (略) | 第五十七條の六<br>第二号   | (略)                  | 第五十二條の二十三<br>の二第八項 |
| (略) | 第三十條第一項から<br>第三項まで、第三十<br>七條第一項、第五十<br>二條の九第一項若し<br>くは第二項ただし書<br>、第五十二條の十七<br>第一項若しくは第三<br>項ただし書又は                                     | 第十六條の二第四項            | 同法第十六條の四の二<br>第八項  |
| (略) | 第十六條の二の二第一<br>項若しくは第二項た<br>だし書若しくは第十六<br>條の二の四第一項若<br>しくは第三項ただし書<br>又は同法第十七條に<br>おいて準用する銀行<br>法第三十條第一項か<br>ら第三項まで、第三<br>十七條第一項若しく<br>は | 長期信用銀行法第十<br>三條の二第六項 |                    |

2  
5  
4  
  
(略)

|     |  |                      |  |
|-----|--|----------------------|--|
| (略) |  | (略)                  |  |
| (略) | 第五十七條の六<br>第二号   | (略)                  |  |
| (略) | 第五十二條の九第一<br>項若しくは第二項た<br>だし書、第五十二條<br>の十七第一項若しく<br>は第三項ただし書又<br>は第五十二條の三十<br>五第一項から第三項<br>まで                          | 第十六條の二第七項            |  |
| (略) | 第五十二條の三十五<br>第一項から第三項ま<br>で、長期信用銀行法<br>第十六條の二の二第<br>一項若しくは第二項<br>若しくは第三項た<br>だし書又は同法第十<br>六條の二の四第一<br>項若しくは第三項た<br>だし書 | 長期信用銀行法第十<br>三條の二第九項 |  |

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法

第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は同項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の

第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行



規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |     |           |     |         |     |
|-------------|-----|-----------|-----|---------|-----|
| 読み替える施行令の規定 | (略) | 読み替えられる字句 | (略) | 読み替える字句 | (略) |
| 第四条第一項第一号ホ  | (略) | (略)       | (略) | (略)     | (略) |

令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |     |           |     |         |     |
|-------------|-----|-----------|-----|---------|-----|
| 読み替える施行令の規定 | (略) | 読み替えられる字句 | (略) | 読み替える字句 | (略) |
| 第四条第一項第一号ホ  | (略) | (略)       | (略) | (略)     | (略) |

|     |     |                          |
|-----|-----|--------------------------|
| (略) | (略) | 長期信用銀行法第十三<br>条の二第一項第十二号 |
|-----|-----|--------------------------|

3 (長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)  
 第六条の三 (略)

2 (略)

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読  
 み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行  
 を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用す  
 る銀行法の規定(同法第五十二条の二十において準用する同法第五  
 十二条の十六の規定を除く。)の適用についての技術的読替えは、  
 次の表のとおりとする。

|                 |           |            |           |         |
|-----------------|-----------|------------|-----------|---------|
| 読み替える銀行<br>法の規定 | (略)       | (略)        | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略)             | (略)       | (略)        | (略)       | (略)     |
| 第五十二条の三         | 第五十二条の二十三 | 長期信用銀行法第十六 |           |         |

|     |     |                               |
|-----|-----|-------------------------------|
| (略) | (略) | 長期信用銀行法第十三<br>条の二第一項第十一号<br>イ |
|-----|-----|-------------------------------|

3 (長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)  
 第六条の三 (略)

2 (略)

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読  
 み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行  
 を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用す  
 る銀行法の規定(同法第五十二条の二十において準用する同法第五  
 十二条の十六の規定を除く。)の適用についての技術的読替えは、  
 次の表のとおりとする。

|                 |      |      |           |         |
|-----------------|------|------|-----------|---------|
| 読み替える銀行<br>法の規定 | (略)  | (略)  | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略)             | (略)  | (略)  | (略)       | (略)     |
| (新設)            | (新設) | (新設) |           |         |

|                             |     |  |  |          |
|-----------------------------|-----|--|--|----------|
| 第五十三條第三項第三号                 | (略) |  |  | 第十四の二第一項 |
| 第五十二條の二十三第一項第十号から第十三号まで     | (略) | 特例銀行業高度化等業務                                    | その持株特定子会社                                    | 第十四の二第七項 |
| 長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号から第十三号まで | (略) | 特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第六項に規定する特例長期信用銀行業高度化等業務をいう。） | その持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この項において同じ。） | 条の四の二第七項 |

|                               |     |      |      |      |
|-------------------------------|-----|------|------|------|
| 第五十三條第三項第三号                   | (略) |      | (新設) |      |
| 第五十二條の二十三第一項第十号から第十一号の二まで     | (略) | (新設) | (新設) | (新設) |
| 長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号から第十一号の二まで | (略) | (新設) | (新設) | (新設) |

|                 |                   |  |   |
|-----------------|-------------------|--|---|
| 第五十三條第三<br>項第六号 | 第五十三條第三<br>項第四号   |  |   |
|                 | 資本金               | 第五十二條の二十三<br>の二第八項   | 又は子会社対象銀行<br>等                                      |
| 資本金又は出資         | 同法第十六條の四の二<br>第八項 | 特例子会社対象会社<br>(同法第十六條の四の二<br>第一項各号に掲げる会<br>社をいう。)に該当す<br>る持株特定子会社(同<br>法第十六條の四の二第<br>一項に規定する持株特<br>定子会社をいう。以下<br>この号において同じ。 | 又は長期信用銀行法第<br>十六條の四第三項に規<br>定する長期信用銀行等<br>当該長期信用銀行等 |

|                 |                 |                      |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| 第五十三條第三<br>項第六号 | 第五十三條第三<br>項第四号 |                      |
|                 | 資本              | 第五十二條の二十三<br>第六項     |
| 資本又は出資          |                 | 長期信用銀行法第十六<br>條の四第六項 |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>第五十三條第六項</p>         | <p>第五十三條第三項第七号</p>                               |
| <p>第二條第十一項</p>          | <p>この法律の規定</p>                                   |
| <p>長期信用銀行法第十三條の二第三項</p> | <p>長期信用銀行法の規定<br/>(同法第十七條において準用する銀行法の規定を含む。)</p> |
| <p>(新設)</p>             | <p>(新設)</p>                                      |
| <p>(新設)</p>             | <p>(新設)</p>                                      |
| <p>(新設)</p>             | <p>(新設)</p>                                      |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（子金融機関等の範囲）<br/>           第三条の三（略）</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行つた者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等<br/> <u>特例業務届出者</u></p> <p>五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次</p> | <p>（子金融機関等の範囲）<br/>           第三条の三（略）</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行つた者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次</p> |

に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二〇八（略）

2・3（略）

に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二〇八（略）

2・3（略）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第一条の九において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>一 法第十三条第七項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 法第三十七条の六第四項</p> <p>四 法第三十七条の六第七項</p> <p>五 法第四十五条第三項</p> <p>六 法第四十五条第七項</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定において電磁的方法による議決権の行使について</p> | <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> |



会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句  |
| 第三百十二条第一項   | 電磁的方法による  | 電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による |
| 第三百十二条第四項   | 電磁的記録     | 電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）               |

（電磁的方法による通知の承諾等）

第一条の九 法第四十九条第三項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し

（新設）

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 | 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

第四条の二 法第六十七条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |           |                                |
|-------------------|-----------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定       | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                        |
| (略)               | (略)       | (略)                            |
| 第四百九十六条<br>第二項第四号 | (略)       | 電磁的方法(労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をい |

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

第四条の二 法第六十七条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |           |                                |
|-------------------|-----------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定       | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                        |
| (略)               | (略)       | (略)                            |
| 第四百九十六条<br>第二項第四号 | (略)       | 電磁的方法(労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をい |

|     |     |     |    |
|-----|-----|-----|----|
| (略) | (略) | (略) | う。 |
|-----|-----|-----|----|

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等  
特例業務届出者

五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前各号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第

|     |     |     |    |
|-----|-----|-----|----|
| (略) | (略) | (略) | う。 |
|-----|-----|-----|----|

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

(新設)

四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前三号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第

四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |     |             |     |           |     |                                   |
|----------|-----|-------------|-----|-----------|-----|-----------------------------------|
| 第二十一条第四項 | (略) | 読み替える銀行法の規定 | (略) | 読み替えられる字句 | (略) | 読み替える字句                           |
|          |     |             |     |           |     | 電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。） |

四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |     |             |     |           |     |                                   |
|----------|-----|-------------|-----|-----------|-----|-----------------------------------|
| 第二十一条第四項 | (略) | 読み替える銀行法の規定 | (略) | 読み替えられる字句 | (略) | 読み替える字句                           |
|          |     |             |     |           |     | 電磁的方法（労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。） |

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

|     |     |                                |                  |           |         |
|-----|-----|--------------------------------|------------------|-----------|---------|
| (略) | (略) | (略)                            | 読み替える銀行法の規定      | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略)                            | 第五十二条の五<br>十一第二項 | (略)       | (略)     |
| (略) | (略) | 電磁的方法（同法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。） | (略)              | (略)       | (略)     |

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用す

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

|     |     |                                |                  |           |         |
|-----|-----|--------------------------------|------------------|-----------|---------|
| (略) | (略) | (略)                            | 読み替える銀行法の規定      | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略)                            | 第五十二条の五<br>十一第二項 | (略)       | (略)     |
| (略) | (略) | 電磁的方法（同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。） | (略)              | (略)       | (略)     |

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用す

る銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                  |     |             |           |         |
|------------------|-----|-------------|-----------|---------|
| 第五十二条の五<br>十一第二項 | (略) | 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------------|-----|-------------|-----------|---------|

る銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                  |     |             |           |         |
|------------------|-----|-------------|-----------|---------|
| 第五十二条の五<br>十一第二項 | (略) | 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------------|-----|-------------|-----------|---------|

|                        |     |  |
|------------------------|-----|--|
| 4<br>・<br>5<br><br>(略) | (略) |  |
|                        | (略) | (略)                                    |
|                        | (略) | 電磁的方法（同法第十<br>三条第四項に規定する<br>電磁的方法をいう。） |
| 4<br>・<br>5<br><br>(略) | (略) |  |
|                        | (略) | (略)                                    |
|                        | (略) | 電磁的方法（同法第十<br>三条第五項に規定する<br>電磁的方法をいう。） |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2 法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十条の九第七項第四号において同じ。）</p> <p>五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第五号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第五号及び第六号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> | <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2 法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第四号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> |



第十条の七 (略)

2 法第十五条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 海外投資家等特例業務届出者

五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。）

六 (略)

3・4 (略)

第十条の七 (略)

2 法第十五条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

(新設)

四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）

五 (略)

3・4 (略)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>第十三条の八（略）</p> <p>2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金融商品取引法第六十三条の九第四項（海外投資家等特例業務の届出等）に規定する海外投資家等特例業務届出者<br/>十二・十三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。</p> <p>（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）</p> <p>第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第</p> | <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）<br/>第十三条の八（略）</p> <p>2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>（新設）<br/>十一・十二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。</p> <p>（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）</p> <p>第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第</p> |

二項、第九十八条第一項（第二号から第十五号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第九十九条、第二百五条の二、第一百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二条、第一百十四条から第一百八条まで並びに第一百二十条から第一百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第二十八条の二（略）

2・3（略）

4 法第九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第三十七条の九 法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政

令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四（略）

2 法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。

3 法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

二項、第九十八条第一項（第二号から第十四号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第九十九条、第二百五条の二、第一百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二条、第一百十四条から第一百八条まで並びに第一百二十条から第一百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第二十八条の二（略）

2・3（略）

4 法第九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第三十七条の九 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政

令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四（略）

2 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。

3 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

4 法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。)は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第二百七十二条の十第一項、第二百七十二条の十一第二項、第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三ただし書及び第二百七十二条の十四第二項の規定による承認

七〇二十八 (略)

4〇10 (略)

11 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇三 (略)

4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。)は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第二百七十二条の十第一項、第二百七十二条の十一第二項、第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三及び第二百七十二条の十四第二項の規定による承認

七〇二十八 (略)

4〇10 (略)

11 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇三 (略)

四| 法第二百七十二條の三十八の二第二項の規定による承認

五| 九 (略)

12  
16 (略)

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十九條 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一| 五 (略)

六 法第二百七十九條第二項の規定による証拠の提出の機會の付与

七| 十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一| 五 (略)

六 法第二百八十九條第二項の規定による証拠の提出の機會の付与

七| 十四 (略)

(新設)

四| 八 (略)

12  
16 (略)

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十九條 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一| 五 (略)

六 法第二百七十九條第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機會の付与及び意見の聴取

七| 十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一| 五 (略)

六 法第二百八十九條第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機會の付与及び意見の聴取

七| 十四 (略)

3  
～  
6

(略)

3  
～  
6

(略)

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係）</p> <p>第十二条 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定を適用する場合には、同法第七十二条第四項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、<u>第十六条の二第六項から第十一項まで</u>、第十四項及び第十五項、<u>第十六条の三</u>、<u>第二十条第七項</u>、<u>第二十九条</u>、<u>第三十条第四項</u>、<u>第五十二条の二第二項及び第三項</u>、<u>第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。</u></p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（<u>第十六条の二第十二項</u>、<u>第三十二条</u>、<u>第四十</u></p> | <p>附則</p> <p>（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係）</p> <p>第十二条 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定を適用する場合には、同法第七十二条第七項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、<u>第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項</u>、<u>第十六条の三</u>、<u>第二十条第七項</u>、<u>第二十九条</u>、<u>第三十条第四項</u>、<u>第五十二条の二第二項及び第三項</u>、<u>第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。</u></p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（<u>第三十二条</u>、<u>第四十条</u>、<u>第四十一条</u>（<u>第四号</u></p> |

条、第四十一条(第四号を除く。)、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条(第一号及び第六号を除く。)(を除く。)(の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法(第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十六項、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七条の六並びに第六十五条第六号を除く。)(の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|             |     |  |     |         |     |
|-------------|-----|--|-----|---------|-----|
| 読み替える銀行法の規定 | (略) | 読み替えられる字句  | (略) | 読み替える字句 | (略) |
| 第十六条の二第二項   | (略) | 第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号又は第十一号から第十六号までに掲げる会社(国内の会社に限る。 |     |         |     |

を除く。)(、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条(第一号及び第六号を除く。)(を除く。)(の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法(第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。)(の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|             |     |   |     |         |     |
|-------------|-----|---|-----|---------|-----|
| 読み替える銀行法の規定 | (略) | 読み替えられる字句   | (略) | 読み替える字句 | (略) |
| 第十六条の二第二項   | (略) | 第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社(国内の会社に限る。 |     |         |     |



|                      |                    |                                    |   |                        |
|----------------------|--------------------|------------------------------------|---|------------------------|
| 第十六条の二第二<br>一項第一号    | 第十六条の二第二<br>一項第十一号 | 第十六条の二第二<br>一項第十一号                 | 第十六条の二第二<br>一項第十一号  | 第十六条の二第二<br>一項第十一号     |
| (略)                  | から第二号の二まで<br>及び第七号 | 、証券仲介専門会社<br>及び有価証券関連業<br>を営む外国の会社 | 当該銀行が保険会社<br>、少額短期保険業者<br>及び保険業を営む外<br>国の会社のいずれを<br>も子会社としていな<br>い場合にあっては保<br>険専門関連業務を、<br>当該 | 、信託専門会社及び<br>信託業を営む外国の |
| 第十一号ロに規定する<br>信託兼営銀行 | 及び第二号の二            | 及び証券仲介専門会社                         | 当該  | 及び信託専門会社               |

|                       |                    |                     |                     |                     |
|-----------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 第十六条の二第二<br>一項第一号     | 第十六条の二第二<br>一項第十一号 | 第十六条の二第二<br>一項第十一号ハ | 第十六条の二第二<br>一項第十一号ハ | 第十六条の二第二<br>一項第十一号ハ |
| (略)                   | から第二号の二まで<br>及び第七号 | 次に                  | もの(イに掲げるも<br>のを除く。) | もの                  |
| 次項第八号イに規定す<br>る信託兼営銀行 | 及び第二号の二            | ハ、ホ又はトに             | もの                  | もの                  |

|      |      |      |     |                       |      |      |    |
|------|------|------|-----|-----------------------|------|------|----|
| (削る) | (削る) | (削る) | (略) | 第十六条の二第<br>一項第十五号     | (削る) | (削る) | 会社 |
| (削る) | (削る) | (削る) | (略) | 営む会社                  | (削る) | (削る) |    |
| (削る) | (削る) | (削る) | (略) | 営む会社として主務省<br>令で定める会社 | (削る) | (削る) |    |

|                   |                   |                                    |     |  |                    |        |   |
|-------------------|-------------------|------------------------------------|-----|--|--------------------|--------|---|
| 第十六条の二第<br>二項第六号ロ | 第十六条の二第<br>二項第六号イ | (略)                                | (略) | 第十六条の二第<br>一項第十三号                                  | 第十六条の二第<br>一項第十一号ホ | イ、ロ及びハ | ハ |
| 信託専門会社又は信         | 前項第十三号又は第<br>十四号  | 、証券仲介専門会社<br>又は有価証券関連業<br>を営む外国の会社 | (略) | 前各号及び次号  | イ、ハ及びニ             | ハ      | ハ |
| 信託専門会社            | 前項第十三号            | 又は証券仲介専門会社                         | (略) | 第一号、第二号の二か<br>ら第四号の二まで、第<br>六号及び第十一号から<br>第十二号の二まで | ハ                  |        |   |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
|   |  | 第十六条の二第<br>四項   |   |
|   | 第十六条の二第<br>十二項                         | から第十一号まで又<br>は第十五号から第十<br>七号まで                                      |   |
| 第一項第十二号   | 第一項、第六項、第<br>七項及び前項                    | 又は金融機関の合併<br>及び転換に関する法<br>律（昭和四十三年法<br>律第八十六号）第五<br>条第一項（認可）の<br>規定 |   |
| 同項第十二号  | 第一項                                    | の規定   | 、第二号の二から第四<br>号の二まで、第六号、<br>第十一号、第十五号又<br>は第十六号 |
|   |  |   | 二項第八号ロ  |
|   | 第十六条の二第<br>七項                          | 第十六条の二第<br>二項第八号ハ   |   |
| 行又はその子会社が<br>にあつては、当該銀<br>行又はその子会社が<br>とき（第一項第十二<br>号の三に掲げる会社<br>の三に掲げる会社 | から第十一号まで又<br>は第十二号の三から<br>第十四号まで       | 前項第十三号又は第<br>十四号  | 社 託業を営む外国の会                                     |
| とき  | 、第二号の二から第四<br>号の二まで、第六号、<br>第十一号又は第十三号 | 前項第十三号  |   |

|  |  |
|--|--|
| <p>第十六条の二第<br/>十二項ただし書</p>   |  |
| <p>(当該銀行の子会社<br/>となつた子会社対象<br/>銀行等又は他の外国<br/>特定金融関連業務会<br/>社が現に子会社とし<br/>ている外国特定金融</p> |  |
| <p>が当該</p>   |  |
| <p>第十六条の二第<br/>八項</p>  |  |
| <p>子会社(第一項第十<br/>二号の三に掲げる会<br/>社にあつては、当該<br/>銀行又はその子会社<br/>が合算してその基準<br/>議決権数を超える議</p> | <p>合算してその基準議<br/>決権数(同条第一項<br/>に規定する基準議決<br/>権数をいう。次項及<br/>び第十項において同<br/>じ。)を超える議決<br/>権を取得し、又は保<br/>有しようとするとき</p> |
| <p>子会社</p>   | <p>まで</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>第十六条の二第<br/>十三項</p>  |  |
| <p>関連業務会社を除く<br/>。を引き続き子会<br/>社とすることについ<br/>て内閣総理大臣の認<br/>可を受けた場合を除<br/>き、当該子会社対象<br/>会社以外の外国の会<br/>社が当該</p> | <p>第一項各号</p>  | <p>とき及び現に子会社<br/>としている同項第十<br/>五号に掲げる会社（<br/>その業務により当該<br/>銀行又は当該同号に<br/>掲げる会社の業務に<br/>係る顧客の利益が不<br/>当に害される著しい</p> |
|  | <p>第一項各号（第二号、<br/>第五号、第五号の二、<br/>第七号から第十号まで<br/>及び第十七号を除く。<br/>）</p>        | <p>とき</p>  |
|  | <p>第十六条の二第<br/>九項</p>   |  |
| <p>決権を保有する会社<br/>。以下この項におい<br/>て同じ。）</p>   | <p>第一項各号</p>  |  |
|  | <p>第一項各号（第二号、<br/>第五号、第五号の二、<br/>第七号から第十号まで<br/>、第十二号の三及び第<br/>十四号を除く。）</p> |  |

|                       |                                 |               |                              |                           |   |
|-----------------------|---------------------------------|---------------|------------------------------|---------------------------|---|
| <p>第十六条の四第<br/>一項</p> | <p>第十六条の二第<br/>十六項</p>          |               |                              |                           |   |
| <p>、特例持株会社（当</p>      | <p>から第六号まで</p>                  | <p>で定める事実</p> | <p>ことその他内閣府令<br/>について、同号</p> | <p>（内閣府令</p>              | <p>おそれがあると認め<br/>られないことその他<br/>の要件を満たす会社<br/>として内閣府令で定<br/>める会社に限る。）<br/>を同号に掲げる会社<br/>（当該内閣府令で定<br/>める会社を除く。）<br/>に該当する子会社と<br/>しようとするとき</p> |
| <p>並びに</p>            | <p>、第二号の二から第四<br/>号の二まで、第六号</p> | <p>こと</p>     | <p>が同号</p>                   | <p>（第四項に規定する主<br/>務省令</p> |   |

|                       |                              |  |  |              |  |
|-----------------------|------------------------------|--|--|--------------|--|
| <p>第十六条の四第<br/>一項</p> | <p>第十六条の二第<br/>十二項</p>       |  |  |              |  |
| <p>百分の五</p>           | <p>及び第十二号の二か<br/>ら第十三号まで</p> |  |  | <p>イ、ハ、ニ</p> |  |
| <p>百分の十</p>           | <p>、第十二号の二及び第<br/>十三号</p>    |  |  | <p>ハ</p>     |  |

|       |     |                         |                                     |      |                                |      |
|-------|-----|-------------------------|-------------------------------------|------|--------------------------------|------|
| 第六十五号 | (略) | 同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く | 同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ | 百分の十 | 該銀行が子会社として<br>いるものに限る。<br>)並びに | 百分の五 |
|       | (略) |                         |                                     |      |                                |      |

|      |     |      |  |  |  |
|------|-----|------|--|--|--|
| (新設) | (略) |      |  |  |  |
| (新設) | (略) | (新設) |  |  |  |
| (新設) | (略) | (新設) |  |  |  |

|   |            |  |
|---|------------|--|
|   |            |  |
| 、同号   | 、同条第一項第十五号 |  |
| (同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実 | となつたこと     |  |

3~9 (略)

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係)

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---------|

|      |      |  |
|------|------|--|
|      |      |  |
| (新設) | (新設) |  |
| (新設) | (新設) |  |

3~9 (略)

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係)

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---------|



|                         |                 |     |     |     |                   |                 |     |     |     |
|-------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-------------------|-----------------|-----|-----|-----|
| 更生特例法第四<br>百七十三条第一<br>項 |                 |     |     | (略) | 更生特例法第四<br>百二条第一項 |                 |     |     | (略) |
| 支払対象預金等の払<br>戻し         | 同法第百二十七条第<br>一項 | (略) | (略) | (略) | 支払対象預金等の払<br>戻し   | 同法第百二十七条第<br>一項 | (略) | (略) | (略) |
| (略)                     | (略)             | (略) | (略) | (略) | (略)               | (略)             | (略) | (略) | (略) |

|                         |          |     |     |     |                   |          |     |     |     |
|-------------------------|----------|-----|-----|-----|-------------------|----------|-----|-----|-----|
| 更生特例法第四<br>百七十三条第一<br>項 |          |     |     | (略) | 更生特例法第四<br>百二条第一項 |          |     |     | (略) |
| 預金等の払戻し                 | 同法第百二十七条 | (略) | (略) | (略) | 預金等の払戻し           | 同法第百二十七条 | (略) | (略) | (略) |
| (略)                     | (略)      | (略) | (略) | (略) | (略)               | (略)      | (略) | (略) | (略) |

|                            |     |  |     |                 |                  |     |                    |     |
|----------------------------|-----|--|-----|-----------------|------------------|-----|--------------------|-----|
|                            |     |  |     |                 |                  |     | 更生特例法第五<br>百十三条第一項 | (略) |
|                            |     | (略)  | (略) | 支払対象預金等の払<br>戻し | 同法第二百二十七条第<br>一項 | (略) | (略)                | (略) |
| 銀行法施行令第<br>十七条の二第一<br>項第一号 | (略) | (略)  | (略) | (略)             | (略)              | (略) | (略)                | (略) |
| 会社分割（法第十六<br>条の二第四項に規定     | (略) | 第十三条の二ただし書<br>、第十六条の二第四項<br>（同条第十三項におい<br>て準用する場合を含む<br>。）、第五項ただし書<br>及び第十六項、第十六<br>条の四第二項ただし書 | (略) | (略)             | (略)              | (略) | (略)                | (略) |

|                            |     |  |     |         |           |     |                    |     |
|----------------------------|-----|--|-----|---------|-----------|-----|--------------------|-----|
|                            |     |  |     |         |           |     | 更生特例法第五<br>百十三条第一項 | (略) |
|                            |     | (略)  | (略) | 預金等の払戻し | 同法第二百二十七条 | (略) | (略)                | (略) |
| 銀行法施行令第<br>十七条の二第一<br>項第一号 | (略) | (略)  | (略) | (略)     | (略)       | (略) | (略)                | (略) |
| 会社分割（法第十六<br>条の二第七項に規定     | (略) | 第十三条の二ただし書<br>、第十六条の二第七項<br>（同条第九項におい<br>て準用する場合を含む<br>。）及び第八項ただし書<br>、第十六条の四第二項<br>ただし書 | (略) | (略)     | (略)       | (略) | (略)                | (略) |

|   |   |
|---|---|
| <p>する子会社対象銀行等（同条第一項第十五号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p> | <p>又は譲受け（法第十条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p> |
| <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p> | <p>又は譲受け（法第十条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p> |
| <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>  |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| (略) | (略) | <p>げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p> |
| (略) | (略) |   |
| (略) | (略) | <p>げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p> |
| (略) | (略) |   |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（子金融機関等の範囲）<br/>                 第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四  金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等<br/>                 特例業務届出者</p> <p>五  金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>六  外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者並びに第一号及び前三号に掲げる者を除く。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> | <p>（子金融機関等の範囲）<br/>                 第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四  金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>五  外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者並びに第一号及び前二号に掲げる者を除く。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> |

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（子金融機関等の範囲）<br/>           第七条の二（略）</p> <p>2 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等<br/> <u>特例業務届出者</u></p> <p>三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）</p> | <p>（子金融機関等の範囲）<br/>           第七条の二（略）</p> <p>2 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。）</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</u></p> <p>(法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者)</p> <p>第二条 法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条の二第三号に掲げる者とする。</u></p> <p>(法第二条第二項第三十九号に規定する政令で定める貸貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十九号に規定する政令で定める貸貸は、次の要件を満たす貸貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</u></p> <p>(法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者)</p> <p>第二条 法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条の二第三号に掲げる者とする。</u></p> <p>(法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める貸貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める貸貸は、次の要件を満たす貸貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> |

(貴金属等)

第四条 法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十五号、第二十八号、第三十四号及び第三十六号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇八 (略)

九 法第二条第二項第二十四号に掲げる特定事業者 金融商品取引法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

十一 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する

(貴金属等)

第四条 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇八 (略)

(新設)

九 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不



不動産特定共同事業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者 貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」という。）に係る業務

十六 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十七 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十八 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」という。）に係る業務

十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十六 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十九 法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項

次のいずれかに該当する取引

イ〜ツ (略)

ネ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及

十八 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項

次のいずれかに該当する取引

イ〜ツ (略)

ネ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及

び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。)が行う為替取引(当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く。)のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し(以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。)であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるものナクオ (略)

二 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

四 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ〜ヘ (略)

五 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等(法第二条第二項第四十三号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。)の売買契約の締結

七 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2・3 (略)

(司法書士等の特定業務)

び第三十号に掲げる特定事業者に限る。)が行う為替取引(当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く。)のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し(以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。)であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるものナクオ (略)

二 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ〜ヘ (略)

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等(法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。)の売買契約の締結

七 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2・3 (略)

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〜六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項から第二条第二項第四十九号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為

第八条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〜六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為

の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2  
（略）

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

- 一 当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との間で行うもの

二  
（略）

の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2  
（略）

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

- 一 当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十七号まで及び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との間で行うもの

二  
（略）

2  
(略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であつて、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

2  
(略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であつて、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ 法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十條 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二條第二項第二十二號、第三十四號及び第三十五號に掲げる特定事業者に対する法第十五條及び第十六條第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一條 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五條、第十六條第一項、第十七條及び第十八條に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二條第二項第一號、第二號、第六號、第二十五號、第二十六號、第三十一號及び第三十二號に掲げる特定事業者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法(平成十六年法律第百五十四號

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十條 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二條第二項第二十二號、第三十三號及び第三十四號に掲げる特定事業者に対する法第十五條及び第十六條第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一條 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五條、第十六條第一項、第十七條及び第十八條に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二條第二項第一號、第二號、第六號、第二十四號、第二十五號、第三十號及び第三十一號に掲げる特定事業者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法(平成十六年法律第百五十四號)

（第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条 金融庁長官権限のうち法第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十八号及び第三十号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十一条から第二十四号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・7 (略)

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等

第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条 金融庁長官権限のうち法第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十一条から第二十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・7 (略)

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等



第二十九条 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

258 (略)

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十条 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

255 (略)

第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

258 (略)

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十条 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

255 (略)

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者(以下この条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)  
(は、その本店又は主たる事務所(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者(以下この条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)  
(は、その本店又は主たる事務所(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて

準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限

準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限

は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたとときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者に対する 法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたとときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する 法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二條第二項第四十九号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二條第二項第四十九号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二條第二項第四十八号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二條第二項第四十八号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二条第二項第三十八号</u>に規定する両替業務を行う者に関すること。</p> <p>十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二条第二項第三十八号</u>に規定する両替業務を行う者に関すること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 （略）</p> | <p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二条第二項第三十七号</u>に規定する両替業務を行う者に関すること。</p> <p>十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二条第二項第三十七号</u>に規定する両替業務を行う者に関すること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 （略）</p> |

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3～6 (略)

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3～6 (略)

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。